

○雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第百六十一号）
 （抄）新旧対照条文

◎勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十一号）
 （第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章 （略）	第一章 （略）
第二章 勤労者の貯蓄に関する措置	第二章 勤労者の貯蓄に関する措置
第一節～第三節 （略）	第一節～第三節 （略）
第四節 勤労者財産形成基金（第二十八条～第二十九条）	第四節 勤労者財産形成基金（第二十九条～第二十九条の十八）
第三章 （略）	第三章 （略）
第四章 雜則（第四十三条・第四十四条）	第四章 雜則（第四十二条の三～第四十四条）
附則	附則
第一条 （略）	第一条 （略）
2 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	2 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一～四 （略）	一～四 （略）
五 転貸貸付け 独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）の行う法第九条第一項の貸付けをいう。	五 分譲貸付け又は転貸貸付け それぞれ独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）の行う法第九条第一項第

一号の貸付け又は同項第三号の貸付けをいう。

(預貯金等の額の通知等)

第十三条 (略)

254

(略)

5 金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、勤労者財産形成貯蓄契約を締結しようとする勤労者に対し、転貸貸付けに係る貸付金により事業主、事業主団体(法第九条第一項)に規定する事業主団体をいう。以下同じ。)若しくは福利厚生会社(同条第三項に規定する福利厚生会社をいう。以下同じ。)が行う住宅資金(同条第一項に規定する住宅資金をいう。以下同じ。)の貸付け、独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付け、沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の住宅資金の貸付け又は法第十五条第二項に規定する共済組合等(以下「共済組合等」という。)の行う同項の住宅資金の貸付け(以下「持家資金貸付け」と総称する。)に関し、次の各号に掲げる事項を、書面により明らかにしなければならない。

153 (略)

(法第六条第四項第一号ロの政令で定める工事)

第十四条の二 (略)

154 (略)

五 家屋について行う厚生労働省令で定める租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替(前各号に掲げる工事に該当するものを除く。)

(法第六条第四項第一号ニの政令で定める事業主団体)

第十四条の五 法第六条第四項第一号ニの政令で定める事業主団体

(預貯金等の額の通知等)

第十三条 (略)

254

(略)

5 金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、勤労者財産形成貯蓄契約を締結しようとする勤労者に対し、転貸貸付けに係る貸付金により事業主、事業主団体(法第九条第一項第一号に規定する事業主団体をいう。以下同じ。)若しくは福利厚生会社(同条第三項に規定する福利厚生会社をいう。以下同じ。)が行う住宅資金(同条第一項第三号に規定する住宅資金をいう。以下同じ。)の貸付け、独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付け、沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の二項本文の住宅資金の貸付け又は法第十五条第二項に規定する共済組合等(以下「共済組合等」という。)の行う同項の住宅資金の貸付け(以下「持家資金貸付け」と総称する。)に関し、次の各号に掲げる事項を、書面により明らかにしなければならない。

153 (略)

(法第六条第四項第一号ロの政令で定める工事)

第十四条の二 (略)

154 (略)

(新設)

(法第六条第四項第一号ニの政令で定める事業主団体)

第十四条の五 法第六条第四項第一号ニの政令で定める事業主団体

は、事業協同組合、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で、住宅資金の貸付けの業務その他勤労者の福祉を増進するための業務を行うものその他厚生労働大臣が指定する法人とする。

（法第六条第六項の政令で定める場合及び事由）

第十四条の二十三 法第六条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この条、第十四条の二十五及び第十四条の二十六において同じ。）の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、法第六条第六項の政令で定める事由は、当該各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事由とする。

一～三 （略）

四 法第六条第九項の政令で定める場合に該当することとなつた場合において、新事業主等（同項に規定する新事業主等をいう。次条において同じ。）を構成員とする事務代行団体（法第十四条第一項に規定する事務代行団体をいう。次条、第十四条の二十六第二号及び第十四条の三十五において同じ。）との間で従前の契約に係る払込代行契約（法第六条第九項に規定する払込代行契約をいう。次条、第十四条の三十三及び第十四条の三十五において同じ。）を締結することができないとき 第十四条の三十一各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる事由

五～八 （略）

（削除）

第二十九条 削除

は、事業協同組合、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で、住宅の建設若しくは購入及び分譲の業務又は住宅資金の貸付けの業務その他勤労者の福祉を増進するための業務を行うものその他厚生労働大臣が指定する法人とする。

（法第六条第六項の政令で定める場合及び事由）

第十四条の二十三 法第六条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この条、第十四条の二十五及び第十四条の二十六において同じ。）の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、法第六条第六項の政令で定める事由は、当該各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事由とする。

一～三 （略）

四 法第六条第九項の政令で定める場合に該当することとなつた場合において、新事業主等（同項に規定する新事業主等をいう。次条において同じ。）を構成員とする事務代行団体（法第十四条の二第一項に規定する事務代行団体をいう。次条、第十四条の二十六第二号及び第十四条の三十五において同じ。）との間で従前の契約に係る払込代行契約（法第六条第九項に規定する払込代行契約をいう。次条、第十四条の三十三及び第十四条の三十五において同じ。）を締結することができないとき 第十四条の三十一各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる事由

五～八 （略）

（勤労者財産形成助成金）

第五節 勤労者財産形成助成金等

第二十九条 法第八条の二第一号の政令で定める数は、三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサ

サービス業を主たる事業とする事業主については百人)とする。

- 2 機構は、法第八条の二第一号に規定する中小企業の事業主(基金の構成員である事業主を除く。)に対し、毎年、当該事業主が勤労者財産形成給付金契約に基づき前年の四月一日からその年の三月三十一日までの期間(以下この条において「算定期間」という。)内に払込みを行つた信託金等(当該契約に基づき最初に信託金等の払込みを行つた日から起算して七年以内に当該契約に基づき払込みを行つた信託金等に限る。以下この項において同じ。)の額(当該契約に基づき信託の受益者等とされた勤労者のうちに、当該算定期間を通じて継続して当該事業主に雇用されていた勤労者(以下この条において「継続雇用者」という。)以外の者がある場合又は継続雇用者で算定期間内にその者のために払込みがあつた信託金等の金額が一万円に満たない者がある場合には、当該払込みを行つた信託金等の額から、当該継続雇用者以外の者のために払込みがあつた信託金等の金額の合計額及びその一万円に満たない金額の合計額の合算額を控除した額とする。)に次の各号に掲げる事業主の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額に相当する金額の助成金を支給するものとする。
- 一 常時雇用する勤労者の数が二十人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業主については、五人)以下である事業主百分の三十(法第六条の二第一項第六号ロに掲げる場合に該当する当該事業主(次号及び第三号において「特定事業主」という。)にあつては、百分の十)
- 二 常時雇用する勤労者の数が百人(小売業を主たる事業とする事業主については、五十人)以下である事業主(前号に掲げる事業主を除く。)百分の十五(特定事業主にあつては、百分の五)
- 三 前二号に掲げる事業主以外の事業主 百分の七(特定事業主にあつては、百分の三)
- 3 機構は、基金の構成員である法第八条の二第一号に規定する中

小企業の事業主に対し、毎年、基金（当該事業主が法第七条の十一第一項第三号に規定する構成員事業主である基金に限る。）が勤労者財産形成基金契約に基づき算定期間に内に払込みを行つた信託金等又は新規預入金等に充てるため、当該事業主が拠出した金銭（当該契約に基づき払込みを行つた信託金等又は新規預入金等に充てるために最初に金銭を拠出した日から起算して七年以内に当該事業主が拠出した金銭に限る。以下この項において同じ。）の額（当該契約に基づき信託の受益者等とされた勤労者又は預貯金等に係る受益者とされた勤労者のうちに、継続雇用者以外の者がある場合又は継続雇用者で算定期間に内にその者のために払込みがあつた信託金等若しくはその者について払込みがあつた新規預入金等に充てるために当該事業主が拠出した金銭の額が一円に満たない者がある場合には、当該事業主が拠出した金銭の額から当該継続雇用者以外の者に關し当該事業主が拠出した金銭の額の合計額及びその一万円に満たない金額の合計額の合算額を控除した額とする。）に次の各号に掲げる事業主の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額に相当する金額の助成金を支給するものとする。

- 一 常時雇用する勤労者の数が二十人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業主については、五人）以下である事業主百分の三十（法第六条の三第二項第六号ロ又は第三項第六号ロに掲げる場合に該当する当該事業主（次号及び第三号において「特定事業主」という。）にあつては、百分の十）
- 二 常時雇用する勤労者の数が百人（小売業を主たる事業とする事業主については、五十人）以下である事業主（前号に掲げる事業主を除く。）百分の十五（特定事業主にあつては、百分の五）
- 三 前二号に掲げる事業主以外の事業主 百分の七（特定事業主にあつては、百分の三）

(削除)

(勤労者財産形成基金設立奨励金)
第二十九条の二 機構は、基金が設立されたときは、当該基金に対し、奨励金を支給するものとする。

(削除)

(事業主団体の範囲)

第三十条 法第九条第一項の事業主で組織された法人で政令で定めるものは、第十四条の五に規定する事業主団体とする。

(削除)

(事業主団体の範囲)

第三十条 法第九条第一項第一号の事業主で組織された法人で政令で定めるものは、第十四条の五に規定する事業主団体とする。

(法第九条第一項第一号の住宅の分譲を受ける勤労者の範囲)

第三十一条 法第九条第一項第一号の勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるものは、分譲貸付けに係る貸付金により建設され、又は購入される住宅の譲受けの申込みの日前一年以上の期間にわたつて当該契約に基づく法第六条第一項第一号イに規定する預入等、同項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込み、同項第二号の二イに規定する保険料の払込み、同項第三号イに規定する金銭の積立て若しくは債券の購入、同項第二号イに規定する預入等、同項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込み、同項第三号イに規定する保険料の払込み、同項第四項第一号イに規定する預入等、同項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込み、定期預入等」と総称する。)に係る金銭の払込みがあつた者で、当該申込みの日においてその者について持家資金貸付け(その者の住所に存することとなる住宅に係るものに限る。)が行われて

(財産形成貯蓄活用助成金)

第二十九条の三 機構は、法第八条の二第三号に規定する事業主が同号に規定する財産形成貯蓄活用給付金を支払ったときは、当該事業主に対し、当該財産形成貯蓄活用給付金の支払額を限度として、当該支払額に応じて助成金を支給するものとする。

いなものとする。

(削除)

(福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主の範囲)
第三十一条の二 法第九条第一項第一号の政令で定める事業主は、その構成員である事業主のうち常時雇用する労働者の数が百人以下であるものの割合が厚生労働省令で定める割合以上である事業主団体の構成員である事業主とする。

(削除)

(法第九条第一項第二号の住宅の分譲を受ける労働者の範囲)
第三十一条の三 法第九条第一項第二号の労働者財産形成貯蓄契約等を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるものは、機構の行う同号の貸付けに係る貸付金により建設される住宅の譲受けの申込みの日前一年以上の期間にわたつて当該契約に基づく定期預入等に係る金銭の払込みがあつた者で、当該申込みの日においてその者について持家資金貸付け（その者の住所に存することとなる住宅に係るものに限る。）が行われていないものとする。

(住宅資金の貸付けを受ける労働者の範囲)

第三十一条 法第九条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 住宅資金の貸付けの申込みの日（以下「貸付申込日」という。）の二年前の日から貸付申込日までの期間内に、当該労働者が労働者財産形成貯蓄契約等に基づく法第六条第一項第一号イに規定する預入等、同項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込み、同項第二号の二イに規定する保険料の払込み、同項第三号イに規定する金銭の積立て若しくは債券の購入、同条第二項第一号イに規定する預入等、同項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込み、同項第三号イに規定する

(住宅資金の貸付けを受ける労働者の範囲)

第三十二条 法第九条第一項第三号の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 住宅資金の貸付けの申込みの日（以下「貸付申込日」という。）の二年前の日から貸付申込日までの期間内に、当該労働者が労働者財産形成貯蓄契約等に基づく定期預入等に係る金銭の払込みを行つたことがあること。

保険料の払込み、同条第四項第一号イに規定する預入等、同項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込み又は同項第三号イに規定する保険料の払込み（以下「定期預入等」と総称する。）に係る金銭の払込みを行つたことがあること。

二・三 (略)

四 前二号に掲げる要件のほか、住宅（当該労働者の住所に存することとなるものに限る。）の建設又は購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）の貸付けにあつては、当該労働者について、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第八十七条の規定による改正前の法第九条第一項第一号の貸付け又は同項第二号の貸付けが行われていないこと。

（福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主の範囲）

第三十二条 法第九条第一項の政令で定める事業主は、その構成員である事業主のうち常時雇用する労働者の数が百人以下であるものの割合が厚生労働省令で定める割合以上である事業主団体の構成員である事業主とする。

（法第九条第一項の貸付限度額）

第三十三条 法第九条第一項の政令で定める額は、四千万円とする。

（法第九条第一項第三号の貸付限度額）

第三十三条 法第九条第一項第三号の政令で定める額は、四千万円とする。

（機構の行う貸付けに係る負担軽減措置）

第三十五条

第三十五条 分譲貸付けを受けようとする者が講すべき法第九条第二項第二号の政令で定める措置は、次の各号に掲げる措置その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める措置とする。

一 当該分譲貸付けに係る貸付金により建設し、又は購入する住宅（分譲貸付けに係る貸付金により当該住宅の用に供する宅地

四 前二号に掲げる要件のほか、住宅（当該労働者の住所に存することとなるものに限る。）の建設又は購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）の貸付けにあつては、当該労働者について、分譲貸付け若しくは機構の行う法第九条第一項第二号の貸付け又は共済組合等の行う法第十五条第二項の住宅の分譲が行われていないこと。

二・三 (略)

又はこれに係る借地権を取得する場合における当該宅地又は借地権を含む。以下この項及び次項において「分譲住宅」という。)の譲渡価額を、当該分譲住宅の建設費又は購入費(当該分譲住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得費を含む。)、当該分譲住宅の建設又は購入(当該分譲住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得を含む。)のために借り入れた資金の利息等を勘査して厚生労働省令で定める額以下の額とすること。

二 当該分譲住宅の対価の支払は、分譲貸付けに係る勤労者の退職その他の厚生労働省令で定める理由が生ずるに至つた場合を除き、次に掲げる要件を満たす割賦支払の方法によること。

イ 割賦支払の開始の日から十年以上の期間にわたつて、毎年の割賦金の額のうち分譲住宅貸付相当額(当該分譲住宅に係る分譲貸付けに係る貸付金の額に相当する額をいう。以下この号において同じ。)に係る割賦金の額は、当該分譲貸付けに係る貸付金の利率を割賦金の算定の基礎とされる金利に相当する率として計算した場合の額から(1)又は(2)に掲げる場合に応じてそれぞれ(1)又は(2)に定める額を控除した額以下の額とすること。

- (1) 分譲貸付けを受けようとする者が中小企業の事業主(その資本金の額又は出資の総額が厚生労働省令で定める額を超えない事業主及びその常時雇用する勤労者の数が厚生労働省令で定める数を超えない事業主をいう。以下この号において同じ。)又は中小企業の事業主団体(その構成員である事業主のうち厚生労働省令で定める割合以上の事業主が中小企業の事業主である事業主団体をいう。(2)において同じ。)である場合 分譲住宅貸付相当額の一・五パーセントに相当する額
- (2) 分譲貸付けを受けようとする者が中小企業の事業主以外の事業主又は中小企業の事業主団体以外の事業主団体であ

る場合 分譲住宅貸付相当額の二パーセントに相当する額
□ 分譲住宅貸付相当額の割賦支払の期間を当該分譲貸付けに
係る貸付金の償還期間に相当する期間以上の期間とすること

2 分譲貸付けを受けようとする事業主団体が前項に規定する措置
の全部又は一部を講じていない場合において分譲住宅の分譲を受け
ようとする労働者を雇用する事業主が講ずべき法第九条第二項
第二号の政令で定める措置は、前項に規定する措置を勘案して厚
生労働省令で定める措置とする。

転貸貸付けを受けようとする者が講ずべき法第九条第二項第二
号の政令で定める措置は、当該転貸貸付けに係る住宅資金の償還
を、当該転貸貸付けに係る労働者の退職その他の厚生労働省令で
定める理由が生ずるに至つた場合を除き、次の各号に掲げる要件
を満たす割賦償還の方法によることとすることその他これに準ず
るものとして厚生労働省令で定める措置とする。

一 割賦償還の開始の日から五年以上の期間にわたつて、毎年の
割賦償還金の額（当該労働者に係る転貸貸付
に係る貸付金の額に相当する額をいう。以下この項において
同じ。）を上回る額により当該住宅資金の貸付けを行う場合（
次号において「増額貸付けを行う場合」という。）には、当該
割賦償還金の額のうち転貸貸付相当額に係る割賦償還金の額）
は、当該転貸貸付けに係る貸付金の利率を割賦償還に係る利率
として計算した場合の額から転貸貸付相当額の一パーセントに
相当する額（その額が三万円を超えるときは、三万円）を控除
した額以下の額とすること。

二 債還期間（増額貸付けを行う場合には、転貸貸付相当額につ
いての償還期間）を当該転貸貸付けに係る貸付金の償還期間に
相当する期間以上の期間とすること。

(略)

3 分譲貸付けを受けようとする者が講ずべき法第九条第二項第二
号の政令で定める措置は、当該転貸貸付けに係る住宅資金の償還
を、当該転貸貸付けに係る労働者の退職その他の厚生労働省令で
定める理由が生ずるに至つた場合を除き、次の各号に掲げる要件
を満たす割賦償還の方法によることとすることその他これに準ず
るものとして厚生労働省令で定める措置とする。

一 割賦償還の開始の日から五年以上の期間にわたつて、毎年の
割賦償還金の額（転貸貸付相当額（当該労働者に係る転貸貸付
に係る貸付金の額に相当する額をいう。以下この項において
同じ。）を上回る額により当該住宅資金の貸付けを行う場合（
次号において「増額貸付けを行う場合」という。）には、当該
割賦償還金の額のうち転貸貸付相当額に係る割賦償還金の額）
は、当該転貸貸付けに係る貸付金の利率を割賦償還に係る利率
として計算した場合の額から転貸貸付相当額の一パーセントに
相当する額（その額が三万円を超えるときは、三万円）を控除
した額以下の額とすること。

二 債還期間（増額貸付けを行う場合には、転貸貸付相当額につ
いての償還期間）を当該転貸貸付けに係る貸付金の償還期間に
相当する期間以上の期間とすること。

(略)

4

二 債還期間（増額貸付けを行う場合には、転貸貸付相当額につ
いての償還期間）を当該転貸貸付けに係る貸付金の償還期間に
相当する期間以上の期間とすること。

(略)

(削除)

(勤労者財産形成持家融資に係る貸付金の利率等)

第三十六条 分譲貸付け又は機構の行う法第九条第一項第二号の貸付け（以下この条、第三十七条の二第一項及び第三十八条第一項において「分譲貸付け等」という。）に係る貸付金の利率は、法第十一条に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十五条第一項及び第三項の規定に基づく借入金の利率並びに雇用・能力開発債券の利率及び発行の価額により計算して得られる当該債券の利回りを勘案して求められる当該分譲貸付け等に必要な資金の調達に係る金利、当該分譲貸付け等に係る貸付金による住宅の建設又は購入（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得を含む。）及び当該住宅の分譲に伴う費用等を勘案して、機構の業務方法書で定める率とする。

2 分譲貸付け等に係る貸付金の償還期間は、住宅の建設又は新築住宅（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものをいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）の購入に係る貸付金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。以下この項において同じ。）にあつては三十五年以内とし、既存住宅（購入に係る住宅で、新築住宅以外のものをいう。次項並びに同条第三項及び第四項において同じ。）の購入に係る貸付金にあつては二十五年以内（厚生労働省令で定める基準に該当する耐久性を有する住宅にあつては三十五年以内、当該住宅に準ずる耐久性を有するものとして厚生労働省令で定める基準に該当する住宅にあつては三十年以内）とする。

3 分譲貸付け等に係る住宅（既存住宅を除く。）は、必要な安全性及び良好な居住性を有するとともに、厚生労働省令で定める基準に該当する耐久性を有するものでなければならない。

（勤労者財産形成持家融資に係る貸付金の利率等）

第二十六条 転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う

第二十七条 転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う

法第十条第一項の住宅資金の貸付けに係る貸付金の利率は、法第十一條に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第二百七十九号）第十五条第一項及び第三項の規定に基づく借入金又は独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十九条第一項若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の借入金の利率並びに雇用・能力開発債券又は住宅金融支援機構財形住宅債券の利率及び発行の価額により計算して得られるこれらの債券の利回りを勘案して求められる転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利の動向その他の事情を考慮して機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率（以下「貸付基準利率」という。）とする。

法第十条第一項の住宅資金の貸付けに係る貸付金の利率は、当該貸付けの日における貸付金の金額を次の各号に掲げる金額に区分し、当該区分された金額の区分に応じ当該各号に定める率とする。

ただし、当該貸付けに係る労働者の住所に存することとなる住宅以外の住宅の建設又は購入に係る貸付金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）及び当該住宅の改良に係る貸付金については、貸付基準利率を下回らない範囲内で、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率とする。

一 七百十万円以下の金額 次のイからハまでに掲げる期間の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める率

イ 当該貸付けの日から起算して二年を経過する日までの期間 貸付基準利率から年二ペーセントを減じて得た率以上貸付基準利率以下の範囲内で、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率

ロ 当該貸付けの日から起算して五年を経過する日（ハにおいて「五年経過日」という。）までの期間（イに掲げる期間を除く。） 貸付基準利率から年一ペーセントを減じて得た率以上貸付基準利率以下の範囲内で、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率

ハ 五年経過日後の期間 貸付基準利率

二 七百十万元を超える金額 貸付基準利率

2 前項の「貸付基準利率」とは、法第十一條に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第一項及び第三項の規定に基づく借入金又は独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十九条第一項若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の借入金の利率並びに雇用・能力開発債券又は住宅金融支援機構財形住宅債券の利率及び発行の価額により計算して得られるこれらの債券の利回りを勘案して求められる